

# 条例による省エネルギー基準への適合義務(H30.4.1時点)

用途	床面積の合計	建築物の環境配慮義務の省エネルギー基準適合	
		外皮(断熱・遮熱) (注4)	一次エネルギー消費量 (設備)(注5)
非住宅	10,000m <sup>2</sup> 以上	条例で義務化 (平成27年度～) (注2)(注3)	法により義務化 (平成29年度～) (注1)(注2)
	2,000m <sup>2</sup> 以上	条例により義務化 (平成30年度～) (注2)(注3)	(注1)(注2)
住宅	10,000m <sup>2</sup> 以上	条例により義務化(平成30年度～) (高さ60m超に限る)(注2)	
	2,000m <sup>2</sup> 以上		

法：  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネルギー法)

条例：  
大阪府温暖化の防止等に関する条例

(注1) 特定増改築に該当する場合、建築物省エネ法の適合義務が除外されるため、2,000m<sup>2</sup>以上の場合には、条例で適合義務。

(注2) ● 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く

● 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない

(注3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号に規定する工場等の用途に供する建築物の部分を除く

(注4) 建築物省エネルギー法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

(注5) 建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

# 条例の解釈(特定増改築の場合)

(注1) 特定増改築に該当する場合、建築物省エネ法の適合義務が除外されるため、10,000(2,000)㎡以上の場合には、条例で適合義務。

特定増改築に該当する場合

延べ面積4,000㎡

既存部分  
2,000㎡

増築部分  
2,000㎡

建築物省エネ法は適合義務は除外ですが、条例で外皮とエネルギー消費量の基準適合義務があります。

H29.4.1に現に  
存する建築物

特定増改築に該当しない場合

延べ面積4,000㎡

既存部分  
2,000㎡

増築部分  
2,000㎡

建築物省エネ法でエネルギー消費量の基準適合義務がありますので、条例は外皮基準適合義務となります。

H29.4.1以降に新築  
された建築物

・特定増改築に該当する場合、建築物省エネ法による基準適合義務がかからない。(1次エネルギー基準)

・条例は、元々適用除外がなく、10,000㎡以上の非住宅に省エネ基準(外皮基準と1次エネルギー基準)への適合義務としていた。  
→H30.4月からは2,000㎡以上

・そのため、府の条例はこの場合には、従来どおり「1次エネルギーの基準」に適合するような措置の義務があるとしている

## 条例の解釈(適用除外)

(注2)

●内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く

●開放性が高い部分の床面積は、建築物省エネ法と同様に省エネ適合の対象となる算定面積から外す

●居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない

●規則で定める用途は、  
建築物省エネ法第十八条第一号の政令で定める用途

- 一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
- 二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途(壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。)

## 条例の解釈(適用除外、省エネ適合の基準)

(注3)建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号に規定する工場等の用途に供する建築物の部分を除く

工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの用途に供する建築物の部分を除く

(注4)建築物省エネルギー法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

(建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準)  
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イの基準  
→外皮基準

(注5)建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

(建築物エネルギー消費性能基準)  
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第1項第一号の基準  
→1次エネルギー消費量基準